平成２８年（フ）第３３号
神奈川県厚木市山際501番地６　ニューライフ山際寮
債務者　小林　大平
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１号
広島県福山市西深津町３丁目２番43―307号
債務者　桑田　優子
１　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７号
北九州市門司区葛葉１丁目５番21号
債務者　安部美代子
１　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５３号
青森県黒石市京町27番地　ロイヤルハイツ京町105号
債務者　齋藤　千絵
１　決定年月日時　平成28年２月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第８号
神奈川県秦野市曽根4780番地の３、前住所神奈川県秦野市桜町２丁目４番66号
債務者　秋山　真澄
１　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1019番地１キートス104号室、前住所神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1345番地
債務者　勝又　千草（旧姓工藤）
１　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３９号
神奈川県厚木市下依知1305番地２　エルデム25―202
債務者　松山　理菜
１　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７９号
山口市平井139番地３　ハイツカサハラ２　２－Ｊ号
債務者　山崎　正弘
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１４４８号
東京都大田区西蒲田７丁目25―３―401
破産者　城ケ野清美
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８３９号
東京都品川区南品川４丁目12番６号
破産者　株式会社西商会
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８４０号
東京都品川区南品川４丁目12―６
破産者　西　　圭一
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３４７号
神奈川県横浜市南区南太田１丁目32―21―602
破産者　岩崎　一哉
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７５３号
福岡県福岡市城南区茶山６丁目６―16、開始決定時の住所東京都江東区豊洲３丁目６―８―1513
破産者　前田　達也
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５４７号
千葉県浦安市当代島３丁目15番20―403号
破産者　有限会社コイワプロジェクト
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６４５号
東京都足立区西新井２丁目８番６号
破産者　江北金属株式会社
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７０８号
埼玉県越谷市東大沢２丁目10―１
破産者　矢木　信章
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７２７号
東京都豊島区池袋本町４丁目42番２号
破産者　株式会社南食販売
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８０９号
東京都豊島区西池袋５丁目18番10号　ラ・クールＫ603号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市宮前区東有馬３丁目５番５
破産者　明水設備有限会社
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部